

グループホームお城下における

事故予防及び事故発生時の対応指針

平成 18 年 4 月施行

令和 8 年 8 月見直し

医療法人啓蟄会理事長 西田泰敏

医療法人啓蟄会理事

法令遵守責任者 西田英子

グループホームお城下

TER 089-921-0207

FAX 089-921-0208

はじめに

近年グループホームお城下において要介護度の高い高齢者が増加する中介護現場における事故の予防や未然防止の重要性がたかまっている。当事業所においてはリスクマネジメント（危機管理）の強化、事故予防及び事故発生時の適切な対応に対処するべくこの度指針を見直した。当事業所が利用者に対して提供するサービスは介護の基本理念である高齢者本人の自立支援、尊厳の保持、自己決定の尊重を実現し利用者の QOL の向上を目指すものである。しかしサービス提供にかかわる事故の未然防止や再発防止を目的に委員会設置、研修の実施、介護テクノロジーの活用等介護現場を取り巻く環境は日々変化し当事業所もその対応に苦慮しつつもリスクマネジメントの強化の取り組みを迅速かつ適切に実施して利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備している。またこの取り組みを利用者本人、家族にも理解を求めたい。

1 事故予防の体制整備

① リスクマネジメント強化体制

経営者の理念・方針 理事長として利用者が安全にかつその人らしい生活を送れるよう事故予防の体制整備を行うことが義務かつ責務である。トップダウンで管理者、介護支援専門員から現場職員へ。現場からボトムアップで業務改善が中間層から経営者へと動き始めるよう他部門連携及び情報共有体制のもとにリスクマネジメントを機能させたい。

② 事故発生予防の指針・業務手順書の整備

③ 事故発生防止委員会の設置と運営

委員会の役割

- ◇ヒヤリハットの事例収集と分析
- ◇事故予防、再発防止の検討及び決定
- ◇安全確保、事故予防の意思決定及び公表周知

委員会の構成員

◇理事長（委員長） 理事 管理者 介護支援専門員 西田クリニック看護師長 西田クリニック事務長 つる職員 2 名 かめ職員 2 名

委員会の開催

毎年 2 回または都度臨時会を開催する。

④ リスクマネジメントにむけた教育・研修

- ◇ヒヤリハット報告書の提出及び記入様式

分類可能な項目はチェックボックス式にして記入要領や記入例を示し報告書記入への職員の負担軽減策を工夫する。

- ◇ヒヤリハット報告書（インシデントレポート）の具体的記入内容

事業所の概要（事業所、報告者名等）利用者 利用者の状態・状況 介護内容・対応 推測される原因 今後の対応策

④ ヒヤリハット／事故の管理及び活用

ヒヤリハット事例を事業所内で収集・管理するために職員からの報告の仕組みを構築する。報告を行うことで職員が実際の事例に基づき利用者の生活・心身の状態、発生時の状況等の一連の情報を整理・認識することができ事故の発生しやすい状況等に関する知識・事故防止の実践力が身につくことが期待される。

⑤ 利用者家族との連携・情報共有、他部門との連携・情報共有

⑥ 介護テクノロジーの活用

2 事故発生時の対応

① 事故発生前の対応

◇事故対応前に利用者ごとにアセスメントを行い個々のリスクを把握する。

◇事故発生時に職員が適切な行動がとれるように基本的な対応手段をマニュアルやフロー図を作成して平時から職員に周知し訓練しておく。

② 初動対応

◇利用者の救命や安全確保をしたうえで迅速に上司に報告し被害の拡大防止を図る。事故の発生を家族にできるだけ早く連絡する。

◇看護職員と連携し利用者の状況（意識や呼吸の有無、血圧、脈拍、体温、酸素飽和度等のバイタルサイン）を迅速、正確に把握し応急処置等を行う。事故報告や原因分析に備え記録をとる。

③ 原因分析・再発防止策の検討

◇現場での状況確認・根本原因確認

法人内で収集した情報や原因分析を取りまとめ再発防止策を検討する。

◇利用者本人の要因（アセスメントの実施、ケア内容の見直し）

◇環境面の要因（家具配置再考 備品点検 設備改修）

◇職員全員共通の要因（業務手順書の見直し 研修の実施）

◇職員個人の要因（スキルチェック 再教育）

④ 利用者家族へ管理者等が正確に説明する。

◇事故情報は職員に対しても開示し職員が個人的な判断や推測で回答することがないように徹底する。

⑤ 再発防止対応

◇事故報告書作成 行政への報告

◇再発防止策を委員会または臨時委員会で決定しこれを公表周知し事業所内の現場職員にフィードバックを行う。情報共有を行い全職員が安全なケアの

実施に意識を向けることが同様の事故の再発防止につながる。

- ⑥再発防止策の有効性を確認し改善を繰り返し常にアップデートを行う。
- ⑦ この指針を全職員に公表周知する。
- ⑧ 利用者及び家族がいつでも閲覧できるように見やすい場所に掲示しホームページに UP する。

作製 令和 8 年 8 月（見直し）

医療法人啓蟄会理事

法令遵守責任者 西田英子